



あたごふれあい人権文化センターだより
2022年12月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより
「心ゆたかに」に関するご意見・ご要望を
お寄せください。

毎年12月4日～12月10日は『人権週間』 「誰か」のことじゃない。

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的な人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、昭和24年(1949年)から毎年、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

しかし、今なお、いじめや児童虐待、インターネット上の人権侵害、感染症や障害等を理由とする偏見や差別、ハンセン病問題など、様々な人権問題が依然として存在しています。この機会に、人権について改めて考えてみませんか？



「人権」って何んだろう？

「人権」とは、一人ひとりが生まれた時から持っている人間としての権利のことで、すべての人が守らなければならないものです。

みんながみんな違うように、全部が同じ人なんて誰もいません。「人権」は難しいものではなく、私達の日々の生活を支えるとても身近で大切なものです。
(裏面につづく)

差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課 TEL0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター TEL0858-28-5440



一人ひとりの違いを認めたり、自分や相手の良いところを見つけて、それぞれが大切な存在であることを再確認する、大切な一週間です。SDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人取り残さない」という目標の1つにも当てはまり、改めて注目されるべき課題でもあります。

「人権週間」を機に振り返ってみよう

人権に対して関心がなかったり、わからないから関係ないなどと思ったりしたことはありませんか？この人権週間の機会にこそ、たった一つでも構いません、私たちが人権に対して何かできる事を探してみてください。

「周囲の人を大切にしよう」「いじめをなくそう」など、私たちの身近にあることで良いのです。困っている人に席をゆずる、近所や知り合い、友達に大きな声で挨拶をする。本当に小さな事でも構いません。人権問題に関する意識を少しでも持ってくれたり、考えてみたりしてみようという前向きな気持ち一つで、世界中は大きく変わっていきます。

日々の生活で、無意識のうちに「偏見」でものを見ていることはありませんか？
偏見とは、かたよった判断や意見のことを指します。人は何かを判断する時に今までの経験などから自分の中に作られたものさしを使いますが、自分では疑いもなく使っているものさしの基準が間違っていることもあります。「男のくせに・・・」「血液型のO型は・・・」「外国人だから・・・」など、ひとくりにした考え方も思い込みや偏見につながります。

人と適切な人間関係を築いていくためには、はじめから何かを決めつけるのではなく、一人ひとりが持つ多様な「個性」＝その人自身を見つけだし、それを認めていくことが大切になってきます。

また、職場における人権問題では、「無知」「無自覚」「無意識」の下に、静かに進行している場合があります。職場内でも人権が守られているか振り返ってみましょう。

人権について、私たち一人一人が人権尊重の重要性を改めて認識し、他人の人権に配慮した行動を取ることが大切ではないでしょうか。

あたごふれあいサロン「門松づくり」



日にち：12月27日（火）
内 容：門松づくり
時 間：午後1時30分～
場 所：あたごふれあい人権文化センター
持ち物：軍手、移植ゴテ（あれば）
参加費：1,000円程度



材料準備の都合上、12月9日（金）までに、あたごふれあい人権文化センターへお申し込みください。
※当日はマスク着用をお願いします。

（作品例）
※当日の作品とは異なります

年末年始の休館について

12月29日（木）～1月3日（火）まで休館いたします。
1月4日（水）から平常どおり9時より開館いたします。

